

# 令和8年度事業計画

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

## I 総括的概要

当法人は、鳥取県東部圏域の中小企業の振興策の一環として、事業主と勤労者に対し、福利厚生サービスの提供を中心に安定的かつ効果的な事業を展開してまいります。そして、更なる福利厚生サービスの充実、推進体制の強化を図り、管内中小零細企業の人材確保に寄与することで社会に貢献してまいります。

令和7年度においては、年度末会員数が微減ではありますが、年始保有会員数を下回り、4年連続の減少となりました。

令和8年度も、急激な物価高騰、人件費の増大、最低賃金の引き上げ等により中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、今後も倒産、廃業による脱退、従業員の減少等が予想されております。このような厳しい推進環境の中、魅力ある企画提供に努め保有会員数の拡大を図り会費収入を増やすことを第一優先課題として取り組んで参ります。

なお、令和7年度はホームページの更新・各種申請の電子化を導入し会員の利便性及びサービスの向上に取り組んでまいりました。今後も更なるDX化に取り組むとともに、事務局体制の強化を図り、会員増強に繋げるための財源を確保する為に効率化に取り組んで参ります。

そして、以下の通り今まで以上に収支バランスを考慮し、会員ニーズに合った「会員本位の事業展開」に取り組んで参ります。

### (1) 会員増強運動と財政基盤の強化

今後見込まれる事業費および管理費の増加に対応するためには、会員増強による会費収入の確保が当センター運営の根幹であり、安定した経営基盤を維持するうえで不可欠です。

このため、費用対効果を踏まえ、営業推進員制度を廃止し、事務局職員が一丸となって未加入事業所に対する計画的なDM送付、テレアポ、継続訪問を実施することで、福利厚生ニーズの掘り起こしと会員化を図ります。

あわせて、営業活動の対象地域をこれまでのエリアに加え、倉吉地区まで拡大してより広域的な営業活動の展開を目指せるよう鳥取市、倉吉市と協議していきます。

また、倉吉市に対しては、当センター事業の公益性および地域事業所支援の意義を訴求し、補助金交付が受けられるよう、積極的に協議・交渉を行い、財政基盤のさらなる強化を目指します。

## （２）会員紹介制度の拡張と金融機関とのビジネスマッチングの強化

現在、会員紹介制度においては、紹介1件あたり800円の紹介料を支払っていますが、紹介実績は低調な状況にあります。このため、令和8年度は紹介料を2千円に増額し、会員による紹介インセンティブを強化することで、紹介を通じた新規会員の掘り起こしを図ります。

また、鳥取信用金庫および鳥取銀行との間でビジネスマッチング契約を締結していますが、コロナ禍以降、十分に活用できていない状況にあります。今後は、これら既存契約の再活性化に向け、定期的な情報交換や案件共有を行うとともに、実効性のあるマッチング機会の創出に取り組みます。金融機関との連携体制を拡充することで、さらなる新規事業所の開拓につなげていきます。

目 標	対 策
<p>年度末事業所数・会員数の目標</p> <p>年度末会員事業所数</p> <p style="text-align: center;"><b>750事業所</b></p> <p>年度末保有会員数</p> <p style="text-align: center;"><b><u>7,500</u>会員</b></p>	<p>① 既存事業所の会員数維持・拡大 既存会員事業所に福利厚生制度の再周知、活用促進、電子申請利用促進をアナウンス</p> <p>② 未利用、低利用事業所への対策 記念品の贈呈と制度内容を再周知、将来的な脱退の防止と継続加入の促進を図る。</p> <p>③ 会員紹介制度の活用強化 紹介料増額（2,000円）とニュース・DM等での継続的な制度告知と紹介しやすい仕組み（紹介用チラシ・申込導線）の整備</p> <p>④ 金融機関との連携による事業所開拓 鳥取信用金庫・鳥取銀行との既存契約の再活性化により会員増強を図る</p>

### (3) 事務局体制の強化（適正人員の確保とその育成）

#### ①DX化による会員サービスの向上と事務の効率化

各種企画・事業における利便性の向上を図るとともに、助成金の申請・支払・利用に関するシステムの見直し・改善を行い、事務処理の効率化を推進します。特に、事務負担が最も大きい健診助成金請求については、バーコード付き健診受診券を一括発送する仕組みを導入することで、大幅な業務効率化を図る予定です。

#### ②事務局の労働環境の改善と業務効率化

- ・ 事務員の業務内容の見直しと適正な人員配置により業務効率化を進め、創出された時間を会員獲得等の営業活動および営業サポート業務に充てます
- ・ SNS等の広報媒体を積極的に活用し、当センターの事業内容や活動状況の周知・情報発信を強化します。
- ・ 業務効率化を目的とした各種ITツール・業務支援ツールを積極的に導入・活用し、事務局全体の生産性向上を図ります。

## II 具体的事業計画

定款第4条に基づき次の事業を実施します。

### (1) 健康の維持増進に係る事業 《定款第4条(1)》

- ・ すべての予防接種に対し、実施者全件に対し1千円助成します。
- ・ 事業主及び会員対象の健康診断助成・・・全ての健康診断に対し3千円限度で助成します。

### (2) 在職中の生活安定に係る事業 《定款第4条(2)》

- ・ 慶弔規定にもとづく各種慶弔給付の実施。

### (3) 自己啓発、余暇活用及び社会貢献活動、職場内スポーツの推進に係る事業

《定款第4条(3)》

- ・ 資格取得受験料助成 会員受験者一人につき最高5千円を助成
- ・ トラベル助成 会員一人につき2千円の助成
- ・ 社会貢献活動への参加や職場内スポーツ推進事業、企業内社員集合研修(飲食を主としない)実施について助成を行う。
- ・ 会員に対する、提携事業所・各施設との“飲食割引・商品割引”や“利用割引提携先の拡大とPR強化に取り組みます。
- ・ 会員ニーズの高い切り取り企画、ガソリン代等の助成を継続致します。

(4) その他センターの目的を達成するために必要な事業 <定款第4条(4)>

- ① 中小企業勤労者福祉に関する情報提供・施策普及事業
  - ・会報誌「ひまわりセンターニュース」年4回の発行
  
- ② 老後生活の安定に係る事業の実施
  - ・中小企業退職金共済制度の普及啓発活動及び加入促進・斡旋(通年)
  - ・小規模企業共済の普及啓発活動及び加入促進・斡旋(通年)
  - ・全福ネット入院あんしん保険の紹介
  
- ③ 加入促進に係る事業の実施
  - ・加入推進員を廃止し、事務局員全員で加入促進の営業活動を行う
  - ・設立30周年の記念事業として紹介による会員加入は、会員一人につき2千円(通年)の紹介手数料を支払います。